

令和2年6月1日提出

令和2年6月市議会定例会

説明書・参考

報告第9号～報告第12号
議案第47号～議案第58号

島 田 市

説 明 書

報告第9号 水道事業会計予算の繰越しについて（継続費）

令和元年度の水道事業会計予算のうち、天神原配水池整備工事について繰越額が確定したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第10号 病院事業会計予算の繰越しについて（継続費）

令和元年度の本院事業会計予算のうち、新病院建設事業について繰越額が確定したので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第11号 一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）

令和元年度の一般会計予算のうち、賑わい交流拠点整備事業ほか27件の繰越明許費について繰越額が確定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第12号 病院事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）

令和元年度の本院事業会計予算のうち、設備費について繰越額が確定したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第47号 島田市犯罪被害者等支援条例について

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、犯罪被害者等の支援に関し基本となる事項等を定めるため、新たに条例を制定し、令和2年8月1日から施行しようとするものです。

議案第48号 島田市税条例の一部を改正する条例について

令和2年3月に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、個人市民税における寡婦控除及びたばこ税における軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しを行うとともに、納税の猶予を受けた場合の延滞金の割合等を見直すため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き令和2年10月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第49号 島田市手数料条例の一部を改正する条例について

令和元年5月に公布された情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴い、除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付に関する手数料等を新たに設定し、通知カードの再交付に関する手数料の規定を削除する必要があるため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第50号 島田市印鑑条例の一部を改正する条例について

印鑑の登録をすることができない者を成年被後見人から意思能力を有しない者とするため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第51号 島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部が改正され、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会が拡充されたことを受け、本市においても同様の改正を行うとともに、放課後児童支援員の資格に係る経過措置を延長するため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第52号 島田市介護保険条例の一部を改正する条例について

令和2年3月に公布された介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）等が施行され、低所得である第1号被保険者の保険料率の軽減が強化されたことに伴い、保険料率を引き下げるため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第53号 島田市都市公園条例の一部を改正する条例について

横井運動場公園等の都市公園に指定管理者制度を導入するため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き令和3年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第54号 島田市普通公園条例の一部を改正する条例について

普通公園のうち田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場に指定管理者制度を導入するため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き令和3年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第55号 島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

令和2年3月に公布された非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第69号）の施行に伴い、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定するとともに、障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を事故発生日における法定利率に変更するため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第56号 島田市金谷体育センター条例について

島田市金谷体育センターに指定管理者制度を導入するため、条例の全部を改正し、一部の規定を除き令和3年4月1日から施行しようとするものです。

議案第57号 財産の取得について

賑わい交流拠点の整備に係る（仮称）第2駐車場として財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年島田市条例第46号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第58号 市道路線の認定について

賑わい交流拠点の整備に伴い、歩行者の安全確保を目的に整備する1路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

報告第9号	水道事業会計予算の繰越しについて（継続費） ◇令和元年度水道事業会計継続費繰越額節別内訳書-----	1
報告第10号	病院事業会計予算の繰越しについて（継続費） ◇令和元年度病院事業会計継続費繰越額節別内訳書-----	2
報告第11号	一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費） ◇令和元年度一般会計予算繰越明許費節別内訳書-----	3
報告第12号	病院事業会計予算の繰越しについて（建設改良費） ◇令和元年度病院事業会計予算繰越額節別内訳書-----	6
議案第48号	島田市税条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	7
議案第49号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	29
議案第50号	島田市印鑑条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	35
議案第51号	島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	37
議案第52号	島田市介護保険条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	39
議案第53号	島田市都市公園条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	41
議案第54号	島田市普通公園条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	63
議案第55号	島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	69

議案第57号	財産の取得について	
	◇賑わい交流拠点の整備に係る（仮称）第2駐車場位置図	----- 75
議案第58号	市道路線の認定について	
	◇市道認定路線位置図	----- 76

(付記)

図面は、既成の都市計画図等を使用しているため、現況と一部異なる場合があります。

報告第9号 参 考

令和元年度水道事業会計継続費繰越額節別内訳書

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
天神原配水池整備工事	円 46,000,000	1 工事請負費	円 46,000,000	天神原配水池整備工事

報告第10号 参 考

令和元年度病院事業会計継続費繰越額節別内訳書

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
	円		円	
新病院建設事業	2,955,200,000	1 工事費	2,955,200,000	新市立島田市民病院建設工事

報告第11号 参 考

令和元年度一般会計予算繰越明許費節別内訳書

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
市役所新庁舎整備事業	円 47,630,000	13 委託料	円 47,630,000	基本設計委託
農村地域防災減災事業	19,000,000	13 委託料	12,000,000	耐震調査委託
		15 工事請負費	7,000,000	防護柵設置工
森林施業補助事業	7,320,000	19 負担金、補助及び交付金	7,320,000	高性能林業機械導入
林道開設事業	10,700,000	15 工事請負費	9,900,000	道路工
		22 補償、補填及び賠償金	800,000	補償費
観光総合戦略推進事業	1,798,000	11 需用費	120,000	印刷製本費
		13 委託料	1,678,000	計画策定委託
色尾大柳線改良事業	16,000,000	13 委託料	16,000,000	測量設計委託
横岡新田牛尾線改良事業	29,238,000	15 工事請負費	29,238,000	道路改良工
谷口中河線改良事業	64,990,077	13 委託料	10,000,000	測量調査委託
		17 公有財産購入費	26,998,092	土地購入費
		22 補償、補填及び賠償金	27,991,985	補償費
本通り御仮屋線改良事業	44,900,000	15 工事請負費	44,900,000	道路工
新病院入口交差点改良事業	15,592,800	13 委託料	3,866,550	測量調査委託
		17 公有財産購入費	5,306,250	土地購入費
		22 補償、補填及び賠償金	6,420,000	補償費
大井川左岸旧堤線改良事業	8,623,406	22 補償、補填及び賠償金	8,623,406	補償費
谷口道線改良事業（北工区）	7,260,000	13 委託料	7,260,000	測量設計委託

事業名	翌年度 繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
道悦旭町線改良事業	円 186,510,416	15 工事請負費	円 72,017,000	道路工
		17 公有財産購入費	29,044,786	土地購入費
		22 補償、補填及び賠償金	85,448,630	補償費
島竹下線改良事業	54,881,746	15 工事請負費	5,810,000	道路工
		17 公有財産購入費	22,380,887	土地購入費
		22 補償、補填及び賠償金	26,690,859	補償費
生活道路改良事業	3,432,000	13 委託料	3,432,000	測量設計委託
生活道路改良事業（空港隣接地域賑わい空間創生事業）	3,168,000	17 公有財産購入費	995,000	土地購入費
		22 補償、補填及び賠償金	2,173,000	補償費
東光寺谷川地区道路整備事業	500,000	19 負担金、補助及び交付金	500,000	県河川事業負担金
橋りょう長寿命化修繕・耐震事業	67,726,500	13 委託料	1,800,000	JR委託工事費
		15 工事請負費	65,926,500	橋りょう工
河川改修事業	31,130,000	15 工事請負費	31,130,000	水路工
向島町公園整備事業	38,048,660	13 委託料	598,660	登記添付書類作成委託
		15 工事請負費	37,450,000	公園整備工
ふじのくにフロンティア推進区域整備事業	371,941,000	13 委託料	85,472,000	測量設計委託 基本計画策定委託
		15 工事請負費	140,680,000	道路工 水路工
		17 公有財産購入費	73,629,000	土地購入費
		22 補償、補填及び賠償金	72,160,000	補償費

事業名	翌年度 繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
賑わい交流拠点整備事業	511,572,000	15 工事請負費	237,628,000	歩道橋整備工ほか
		17 公有財産購入費	273,520,000	土地購入費
		22 補償、補填及び賠償金	424,000	補償費
大井川流域観光拠点整備事業	38,415,000	19 負担金、補助及び交付金	38,415,000	施工監理負担金ほか
消防自動車更新事業	3,540,700	12 役務費	81,700	自動車関係手数料 自動車損害保険料
		18 備品購入費	3,443,000	自動車購入費
		27 公課費	16,000	自動車重量税
防火水槽整備事業	14,349,000	15 工事請負費	14,349,000	貯水槽設置工
G I G Aスクール構想実現事業（小学校費）	217,822,000	11 需用費	1,203,000	修繕料
		13 委託料	5,610,000	通信ネットワーク設計委託
		15 工事請負費	211,009,000	通信ネットワーク整備工
G I G Aスクール構想実現事業（中学校費）	91,986,000	13 委託料	1,980,000	通信ネットワーク設計委託
		15 工事請負費	90,006,000	通信ネットワーク整備工
歴史資源利活用事業	8,353,000	13 委託料	8,353,000	調査委託

報告第12号 参 考

令和元年度病院事業会計予算繰越額節別内訳書

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
設備費	円 80,300,000	1 器械器具購入費	円 80,300,000	医療器械器具

新 条 文

○島田市税条例（第1条関係）

（個人の市民税の非課税の範囲）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者
にあっては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得
割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者につい
ては、この限りでない。

(1) 省略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が
135万円を超える場合を除く。）

2 省略

（所得控除）

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者
に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除
額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料
控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学
生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金
額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及
び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した
総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の
4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317
条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を
提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受け
ている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所
得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会
保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金
控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除
額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを
除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併
せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失
の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは
第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除

対 照 表

旧 条 文

○島田市税条例（第1条関係）

（個人の市民税の非課税の範囲）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 省略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

2 省略

（所得控除）

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除

額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2

ㄱ 省略

8

(たばこ税の課税標準)

第94条 省略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

省略

3 省略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5

ㄱ 省略

10

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項に

額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2

ㄱ 省略

8

(たばこ税の課税標準)

第94条 省略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

省略

3 省略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5

ㄱ 省略

10

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセント

において同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、その年における当該加算した割合とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（同項第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 省略

（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3

の割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

- 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(同項第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

- 2 省略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の

第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 省略

3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 省略

2 省略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

○島田市税条例(第2条関係)

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)

↳ 省略

(3)

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した

規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 省略

3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 省略

2 省略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

○島田市税条例(第2条関係)

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)

↳ 省略

(3)

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予し

期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（市民税の納税義務者等）

第23条 省略

2 省略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

第31条 省略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人	年額 50,000円
ア	
イ 省略	
エ	
オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与	

た期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（市民税の納税義務者等）

第23条 省略

2 省略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

第31条 省略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人	年額 50,000円
ア	
イ 省略	
エ	
オ 資本金等の額（ <u>法第292条第1項第4号の5</u> に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与	

又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの

省略

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 省略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規

又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの

省略

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 省略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第

定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 省略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 省略

23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 省略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 省略

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 省略

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 省略

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項

52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 省略

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 省略

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項

前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

- 16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足額の納付の手續)

第50条 省略

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき）当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付

前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

（法人の市民税に係る不足額の納付の手続）

第50条 省略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税

金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 省略

(2) 省略

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 省略

2 省略

3 省略

額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 省略
- (2) 省略

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 省略

- 2 省略
- 3 省略

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 省略

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当りの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこ1本に換算するものとする。

省略

3

↳ 省略

10

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 省略

2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 省略

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当りの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこ0.7本に換算するものとする。

省略

3

↳ 省略

10

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 省略

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

議案第49号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市手数料条例

新 条 文

別表 (第2条関係)

番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
16	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項、第2項若しくは第8項若しくは第12条の4第1項の規定に基づく住民票又は同法第20条第1項、第2項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票(当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。)の写しの交付	住民票又は戸籍の附票の写し交付手数料			1通につき300円
16の2	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項若しくは第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定に基づく除票又は同法第21条の3第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	除票又は戸籍の附票の除票の写し交付手数料			1通につき300円
17	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項、第2項若しくは第8項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票に記載した事項に関する証明書の交付	住民票に記載した事項に関する証明書交付手数料			1通につき300円

対 照 表

旧 条 文					
別表（第2条関係）					
番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
16	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項若しくは第12条の4第1項の規定に基づく住民票又は同法第20条第1項、第2項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	住民票又は戸籍の附票の写し交付手数料			1通につき300円
17	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票に記載した事項に関する証明書の交付	住民票に記載した事項に関する証明書交付手数料			1通につき300円

17の 2	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定に基づく除票に記載した事項に関する証明書の交付	除票に記載した事項に関する証明書交付手数料			1通につき300円
省略					
19	削除				
20	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付（無料で再交付することについて市長が別に定める事項に該当する場合を除く。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号	個人番号カードの再交付手数料			1枚につき800円

省略					
19	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付（無料で再交付することについて市長が別に定める事項に該当する場合を除く。）	通知カードの再交付手数料			1枚につき500円
20	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付（無料で再交付することについて市長が別に定める事項に該当する場合を除く。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平	個人番号カードの再交付手数料			1枚につき800円

の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定による個人番号カードの返納後の再交付（無料で再交付することについて市長が別に定める事項に該当する場合を除く。）				
---	--	--	--	--

省略

備考 省略

成 26 年 政 令 第 155 号) 第 15 条 第 2 項 から 第 4 項 までの 規定 による 個人 番号 カード の 返納 後の 再交付 (無料 で 再交付 すること について 市長 が 別に 定める 事項 に 該当 する 場合 を 除く。)					
---	--	--	--	--	--

省略

備考 省略

新 条 文

(登録資格)

第2条 省略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録をすることができない。

(1) 省略

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

(印鑑登録の抹消)

第15条 省略

2 市長は、前項第3号、第4号又は第7号の事由により、印鑑の登録を抹消したときは、印鑑登録者にその旨を印鑑登録抹消通知書により通知するものとする。

対 照 表

旧 条 文

(登録資格)

第2条 省略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録をすることができない。

(1) 省略

(2) 成年被後見人

(印鑑登録の抹消)

第15条 省略

2 市長は、前項第4号又は第7号の事由により、印鑑の登録を抹消したときは、印鑑登録者にその旨を印鑑登録抹消通知書により通知するものとする。

新 条 文

(職員)

第11条 省略

2 省略

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。

(1)

ㄱ 省略

(10)

4 省略

5 省略

附 則

(施行期日)

1 省略

(職員の経過措置)

2 施行日から当分の間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（修了することを予定している者を含む。）」とする。

(設備の基準の特例)

3 省略

(支援の単位の特例)

4 省略

5 省略

対 照 表

旧 条 文

(職員)

第11条 省略

2 省略

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)

ㄱ 省略

(10)

4 省略

5 省略

附 則

(施行期日)

1 省略

(職員の経過措置)

2 施行日から平成32年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

(設備の基準の特例)

3 省略

(支援の単位の特例)

4 省略

5 省略

新 条 文

(保険料率)

第4条 省略

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,360円とする。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,360円」とあるのは、「27,540円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,360円」とあるのは、「42,840円」と読み替えるものとする。

対 照 表

旧	条	文
		(保険料率)
	第4条	省略
	2	前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>22,950円</u> とする。
	3	前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u> における保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>22,950円</u> 」とあるのは、「 <u>35,190円</u> 」と読み替えるものとする。
	4	第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u> における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「 <u>22,950円</u> 」とあるのは、「 <u>44,370円</u> 」と読み替えるものとする。

新 条 文

(行為の制限)

第2条 公園 (第30条第1項に規定する指定管理者が管理する公園を除く。)において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1)

ㄱ 省略

(5)

2

ㄱ 省略

6

(行為の禁止)

第3条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第2条第1項若しくは第3項又は第35条の2第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1)

ㄱ 省略

(7)

(使用料)

第16条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める使用料を納付しなければならない。

(1) 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（第21条及び第47条第1項において「設置者等」という。）別表第1に定める使用料

(2) 省略

2 省略

(使用料の算定方法)

第17条 使用料の算定は、次に掲げるところによる。

(1)

ㄱ 省略

(4)

(指定管理者による管理)

対 照 表

旧 条 文
(行為の制限)
第2条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
(1)
↳ 省略
(5)
2
↳ 省略
6
(行為の禁止)
第3条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。
(1)
↳ 省略
(7)
(使用料)
第16条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める使用料を納付しなければならない。
(1) 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（第21条及び第47条において「設置者等」という。）別表第1に定める使用料
(2) 省略
2 省略
(使用料の算定方法)
第17条 使用料の算定は、次に掲げるところによる。
<u>(1) 時間をもって計算の単位としているもので、その時間が1時間未満であるときは1時間とし、その時間に1時間未満の端数があるときはその端数は1時間とする。</u>
<u>(2)</u>
↳ 省略
<u>(5)</u>
(指定管理者による管理)

第30条 市長は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、別表第3に掲げる都市公園（以下「指定公園」という。）及び同表に掲げる都市公園施設（以下これらを「指定公園等」という。）の管理を行わせるものとする。

2 省略

（指定管理者が行う管理の業務）

第31条 指定管理者が行う業務は、別表第3の左欄に掲げる都市公園又は都市公園施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める業務とする。

（指定管理者の指定）

第33条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、指定公園等の管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

(1) 省略

(2) 事業計画書の内容が、指定公園等の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 省略

（指定管理者の候補者の選定の特例）

第34条 市長は、第32条の規定による申請がなかつた場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかつた場合、又は指定公園等の適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 省略

（指定管理者の指定等の告示）

第35条 省略

（行為の制限）

第35条の2 指定公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行をすること。

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要があると認める行為

第30条 市長は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる都市公園施設の管理を行わせるものとする。

(1) 中央公園庭球場

(2) 中央公園親子プール

2 省略

(指定管理者が行う管理の業務)

第31条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 前条第1項各号に掲げる都市公園施設（以下「指定施設」という。）の利用の承認に関する業務

(2) 指定施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定施設の運営に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第33条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、指定施設の管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

(1) 省略

(2) 事業計画書の内容が、指定施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 省略

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第34条 市長は、第32条の規定による申請がなかつた場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかつた場合、又は指定施設の適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 省略

(指定管理者の指定等の告示)

第35条 省略

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 第1項の規定により許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を指定管理者に提出して、その許可を受けなければならない。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項若しくは前項の許可をせず、又は許可を取り消すことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 指定公園の管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が適当でないと認めるとき。

5 指定管理者は、第1項及び第3項の許可に際し、管理上又は公益上必要な範囲内で条件を付することができる。

6 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定により市長の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(指定公園等の供用日等)

第36条 省略

(指定公園等の供用時間)

第37条 省略

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第7条(第5号を除く。)又は前項に規定する供用時間を変更することができる。

(利用の承認)

第38条 指定公園に設けられた有料公園施設及び第30条第1項に規定する都市公園施設(以下これらを「指定施設」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 省略

(利用承認の取消し等)

第40条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 利用の承認を受けた者(以下この条及び次条において「指定施設の利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 指定施設の利用者が第38条第2項の規定により付された利用の承認の条件に違反したとき。

(3) 指定施設の利用者が偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。

(4) 省略

(指定施設の供用日等)

第36条 省略

(指定施設の供用時間)

第37条 省略

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第7条第4号又は前項に規定する供用時間を変更することができる。

(利用の承認)

第38条 指定施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 省略

(利用承認の取消し等)

第40条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が第38条第2項の規定により付された利用の承認の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。
- (4) 省略

(5) 省略

2 省略

3 前2項の取消し等により、指定施設の利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料)

第41条 第35条の2第1項又は第3項の許可を受けた者（以下「指定公園内行為者」という。）及び指定施設の利用者は、次項の規定により指定管理者が定める利用料（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 利用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 指定公園内行為者 別表第4に定める額

(2) 指定施設の利用者 別表第5に定める額

3 省略

4 省略

(利用料の算定方法)

第41条の2 利用料の算定は、次に掲げるところによる。

(1) 時間をもって計算の単位としているもので、その時間が1時間未満であるときは1時間とし、その時間に1時間未満の端数があるときはその端数は1時間とする。

(2) 月をもって計算の単位としているもので、その期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月とする。

(3) 平方メートルをもって計算の単位としているもので、その面積が1平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとする。

(4) 1件の利用料の額に10円未満の端数があるときは、10円とする。

(利用料の減免)

第42条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 公共的団体が公共又は公益のために、指定公園における行為又は指定施設の利用（以下「利用等」という。）をする場合において、市長が特に必要があると認めるとき。

(2) 省略

(利用料の不還付)

第43条 既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用等の許可又は承認を受けた者（次号及び次条において「利用者等」という。）が自己の責めによらない理由により指定施設を利用することができなくなっ

(5) 省略

2 省略

3 前2項の取消し等により、利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料)

第41条 利用者は、次項の規定により指定管理者が定める利用料（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 利用料の額は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 省略

4 省略

(利用料の減免)

第42条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 公共的団体が公共又は公益のために利用する場合において、市長が特に必要があると認めるとき。

(2) 省略

(利用料の不還付)

第43条 既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者が自己の責めによらない理由により指定施設を利用することができなくなったとき。

たとき。

(2) 利用者等が利用等の許可又は承認の取消しを願い出て、市長が相当な理由があると認めたととき。

(権利の譲渡等の禁止)

第44条 利用者等は、許可又は承認を受けた利用等の権利を他人に譲渡し、又は転貸し、若しくは他人に利用等をさせてはならない。

(届出)

第47条 省略

2 指定公園内行為者は、住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第49条 第2条から第29条まで及び第47条第1項の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

別表第2 (第16条関係)

中央公園ミニ鉄道施設

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>使用料</u>
<u>ミニ鉄道施設の車両への乗車</u>	<u>1人当たり、1回の乗車につき</u>	<u>100円</u>
<u>軌道敷の使用</u>	<u>1人当たり、1日につき</u>	<u>1,030円</u>

備考

- 1 小学校就学前の者がミニ鉄道施設の車両に乗車する場合の使用料は、無料とする。
- 2 軌道敷の使用とは、使用の承認を受けた者がその所有する車両の運行のために軌道敷を使用することをいう。

(2) 利用者が利用の承認の取消しを願い出て、市長が相当な理由があると認めたと
き。

(権利の譲渡等の禁止)

第44条 利用者は、指定施設を承認された目的以外に利用し、又は利用の権利を他人
に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(届出)

第47条 省略

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第49条 第2条から第29条まで及び第47条の規定は、法第33条第4項に規定する公園
 予定区域又は予定公園施設について準用する。

別表第2 (第16条関係)

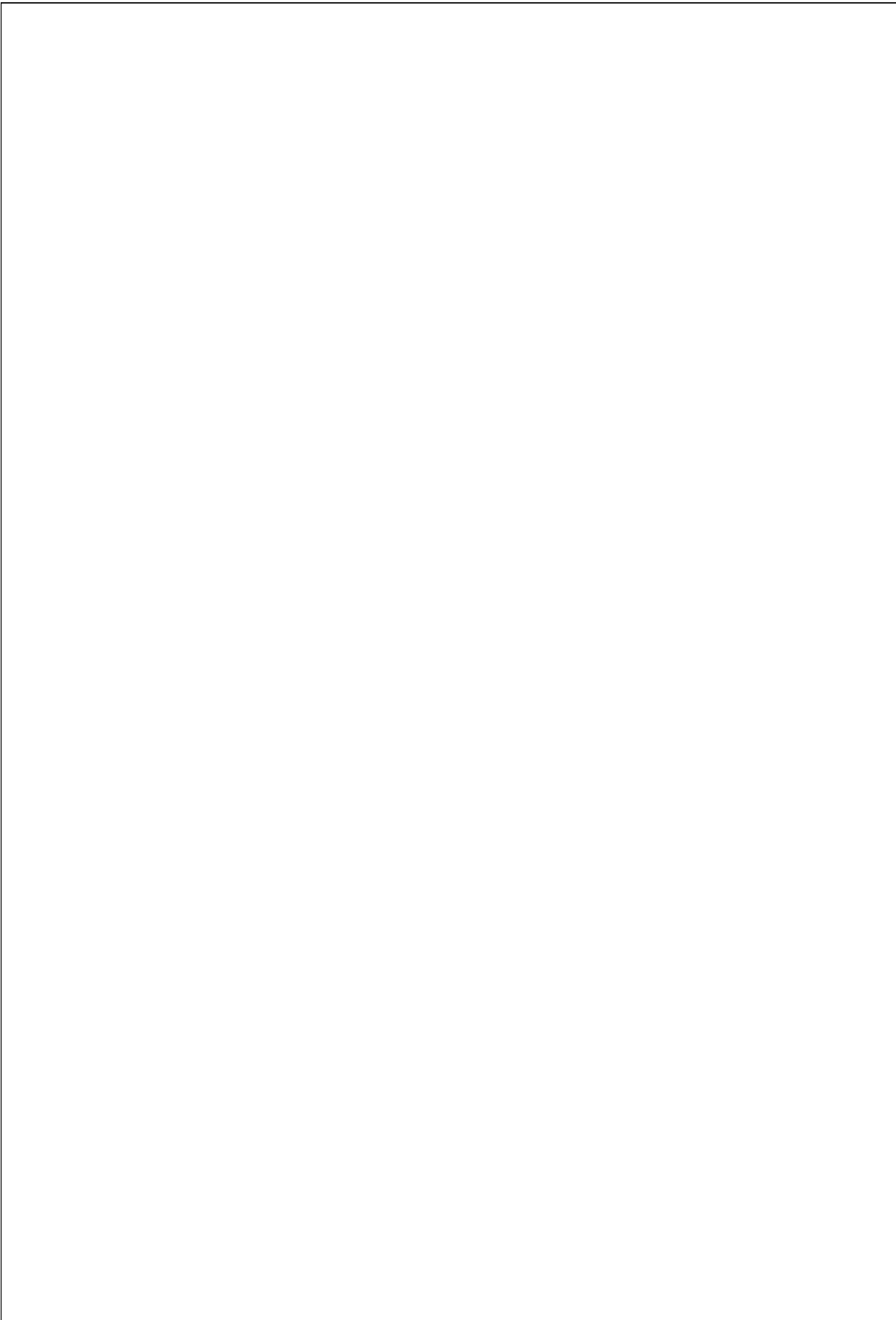
1 島田球場

(1) 施設使用

区 分			使 用 時 間					
			午 前		午 後		夜 間	
			午前8時30分から正 午まで		午後1時から午後5 時まで		午後6時から午後9 時まで	
			市内	市外	市内	市外	市内	市外
全部 使用	入 場 料	職業野球	99,000円		138,600円		160,600円	
	等 を 徴	一般	12,100円	14,300円	17,600円	19,800円	19,800円	22,000円
	収 する	高等学校	9,900円	12,100円	13,200円	15,400円	15,400円	17,600円
	場 合	生徒以下						
	入 場 料	職業野球	9,900円		13,200円		15,400円	
	等 を 徴	一般	4,930円	7,130円	6,600円	8,800円	7,700円	9,900円
収 し な	高等学校	3,830円	6,030円	4,400円	6,600円	5,500円	7,700円	
い 場 合	生徒以下							
一 部 使用	一般		3,300円	4,400円	4,400円	5,500円	5,500円	6,600円
	高等学校生徒以下		2,200円	3,300円	3,300円	4,400円	4,400円	5,500円

備考

- 1 一部使用とは、グラウンド、ダッグアウト及び更衣室の使用をいう。
- 2 使用許可時間を超えて使用したときの使用料は、1時間につき上記の額の1



時間相当額を加算した額とする。

(2) 照明設備使用

区 分		使用料 (1 時間につき)		
		全灯	2分の1灯	4分の1灯
職業野球		93,500円		
一般・高等学校生徒	市内	14,950円	7,130円	3,610円
以下	市外	18,700円	9,330円	4,710円

(3) 附帯設備使用

区 分		使用料	
スコアボード	1回につき	市内	1,630円
		市外	1,860円
屋内練習場	1箇所1時間につき	市内	210円
		市外	310円
放送設備	1式1回につき	市内	1,630円
		市外	1,860円

備考 スコアボード及び屋内練習場の使用料は、野球場の全部使用の場合には、徴収しない。

(4) 会議室等使用

使用区分	使用時間			
	午 前	午 後	夜 間	昼 間
	午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
第 1 会議室	530円	650円	630円	1,200円
第 2 会議室	210円	260円	260円	480円
報道用放送室	1室 1日につき		1,630円	

備考 第 1 会議室及び第 2 会議室の使用料は、野球場の全部使用の場合には、徴収しない。

2 島田第二球場

(1) 施設使用

区 分	使用時間					
	午 前		午 後		全 日	
	午前 8 時 30 分から正午まで		午後 1 時から午後 5 時まで		午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
一般	1,100円	1,630円	1,310円	1,970円	2,410円	3,610円
高等学校生徒以下	870円	1,310円	1,100円	1,530円	1,970円	2,850円

備考 使用許可時間を超えて使用したときの使用料は、1時間につき上記の額の1

別表第3（第30条、第31条関係）

1 都市公園

都市公園名	業務
-------	----

時間相当額を加算した額とする。

3 横井運動場公園サッカー場

(1) 施設使用

区 分	使用時間									
	午前		午後		夜間		昼間		全日	
	午前 8 時 30 分 から正午まで		午後 1 時から 午後 5 時まで		午後 6 時から 午後 9 時まで		午前 8 時 30 分 から午後 5 時 まで		午前 8 時 30 分 から午後 9 時 まで	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
一 般	2,300 円	3,460 円	2,630 円	3,950 円	1,970 円	2,960 円	5,600 円	8,410 円	8,250 円	12,370 円
高 等 学 校 生 徒 以 下	1,840 円	2,770 円	2,100 円	3,160 円	1,570 円	2,370 円	4,480 円	6,720 円	6,600 円	9,900 円

備考 使用許可時間を超えて使用したときの使用料は、1時間につき上記の額の1時間相当額を加算した額とする。

(2) 照明設備使用

単位	使用料
1回につき	3,300円

4 中央公園ミニ鉄道施設

区分	単位	使用料
ミニ鉄道施設の車両への乗車	1人当たり、1回の乗車につき	100円
軌道敷の使用	1人当たり、1日につき	1,030円

備考

- 1 小学校就学前の者がミニ鉄道施設の車両に乗車する場合の使用料は、無料とする。
- 2 軌道敷の使用とは、使用の承認を受けた者がその所有する車両の運行のために軌道敷を使用することをいう。

5 島田市陸上競技場

使用区分	使用時間		
	午 前	午 後	全 日
	午前 8 時 30 分 から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 8 時 30 分 から午後 5 時まで
専用に使用する場 合	2,200円	3,300円	5,500円

備考 市民以外の者（ただし、市内の学校、事業所等に通学、通勤する者を除く。）が使用する場合には、使用料の50パーセントを加算する。

別表第3（第41条関係）

中央公園庭球場利用料

(1) 庭球場利用料

横井運動場公園	(1) 第35条の2第1項及び第3項の許可並びに第38条第1項の承認に関する業務
大井川緑地	(2) 都市公園の維持管理に関する業務 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、都市公園の管理に 関して市長が必要と認める業務
谷口スポーツ広場	(1) 第35条の2第1項及び第3項の許可に関する業務
大井川さくら緑地	(2) 都市公園の維持管理に関する業務
かなや大井川緑地	(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、都市公園の管理に 関して市長が必要と認める業務

2 都市公園施設

都市公園施設名	業務
中央公園庭球場	(1) 第38条第1項の承認に関する業務 (2) 都市公園施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
中央公園親子プール	(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、都市公園施設の運営 に関して市長が必要と認める業務

別表第4（第41条関係）

区分	単位	利用料	
(1) 物品の販売、募金その他これらに類する営業行為をする場合	面積1平方メートルにつき1日	30円	
(2) 業としての写真、映画等の撮影をする場合	1件につき1日	2,200円	
(3) 興行をする場合	面積1平方メートルにつき1月	50円	
(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	面積によるもの	面積1平方メートルにつき1日	20円
	面積により難しいもの	1回につき1日以内	1,100円

別表第5（第41条関係）

1 島田球場利用料

(1) 施設利用料

区分	利用時間					
	午前		午後		夜間	
	午前8時30分から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで	
市内	市外	市内	市外	市内	市外	

利用区分	利用時間	単位	利用料
独占利用	午前9時から午後5時まで	1面当たり	2,930円
	午前9時から正午まで	1面当たり	1,100円
	午後1時から午後5時まで	1面当たり	1,460円
	午後5時から午後9時まで	1面当たり	1,460円
時間利用	午前7時から午前9時まで	1面当たり、1時間につき	350円
	午前9時から午前11時まで	1面当たり、1時間につき	350円
	午前11時から午後1時まで	1面当たり、1時間につき	350円
	午後1時から午後3時まで	1面当たり、1時間につき	350円
	午後3時から午後5時まで	1面当たり、1時間につき	350円
	午後5時から午後7時まで	1面当たり、1時間につき	350円
	午後7時から午後9時まで	1面当たり、1時間につき	350円

(2) 照明施設利用料

単位	利用料
照明2基点灯、1時間につき	250円

全部利用	入場料	職業野球	99,000円		138,600円		160,600円	
	等を徴収する場合	一般	12,100円	14,300円	17,600円	19,800円	19,800円	22,000円
		高等学校生徒以下	9,900円	12,100円	13,200円	15,400円	15,400円	17,600円
	入場料	職業野球	9,900円		13,200円		15,400円	
	等を徴収しない場合	一般	4,930円	7,130円	6,600円	8,800円	7,700円	9,900円
		高等学校生徒以下	3,830円	6,030円	4,400円	6,600円	5,500円	7,700円
一部利用	一般		3,300円	4,400円	4,400円	5,500円	5,500円	6,600円
	高等学校生徒以下		2,200円	3,300円	3,300円	4,400円	4,400円	5,500円

備考

- 1 一部利用とは、グラウンド、ダッグアウト及び更衣室の利用をいう。
- 2 利用承認時間を超えて利用したときの利用料は、1時間につき上記の額の1時間相当額を加算した額とする。

(2) 照明設備利用料

区分		利用料（1時間につき）		
		全灯	2分の1灯	4分の1灯
職業野球		93,500円		
一般・高等学校生徒以下	市内	14,950円	7,130円	3,610円
	市外	18,700円	9,330円	4,710円

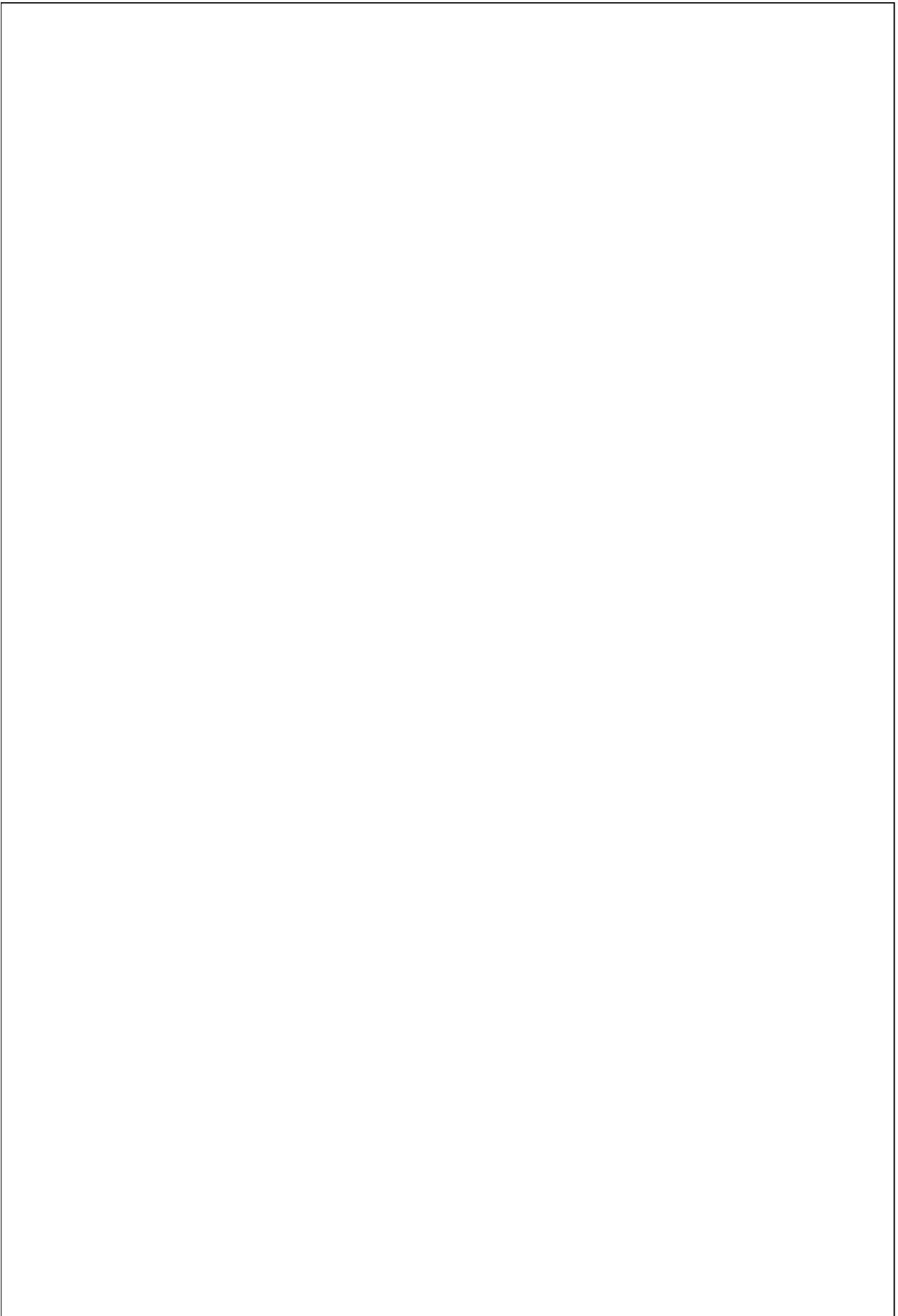
(3) 附帯設備利用料

区分		利用料	
スコアボード	1回につき	市内	1,630円
		市外	1,860円
屋内練習場	1か所1時間につき	市内	210円
		市外	310円
放送設備	1式1回につき	市内	1,630円
		市外	1,860円

備考 スコアボード及び屋内練習場の利用料は、野球場の全部利用の場合には、徴収しない。

(4) 会議室等利用料

区分	利用時間			
	午前	午後	夜間	昼間
	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前8時30分から午後5時まで
第1会議室	530円	650円	630円	1,200円
第2会議室	210円	260円	260円	480円



報道用放送室	1室1日につき	1,630円
--------	---------	--------

備考 第1会議室及び第2会議室の利用料は、野球場の全部利用の場合には、徴収しない。

2 島田第二球場利用料

区分	利用時間					
	午前		午後		全日	
	午前8時30分から正午まで		午後1時から午後5時まで		午前8時30分から午後5時まで	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
一般	1,100円	1,630円	1,310円	1,970円	2,410円	3,610円
高等学校生徒以下	870円	1,310円	1,100円	1,530円	1,970円	2,850円

備考 利用承認時間を超えて利用したときの利用料は、1時間につき上記の額の1時間相当額を加算した額とする。

3 横井運動場公園サッカー場利用料

(1) 施設利用料

区分	利用時間									
	午前		午後		夜間		昼間		全日	
	午前8時30分から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで		午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分から午後9時まで	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
一般	2,300円	3,460円	2,630円	3,950円	1,970円	2,960円	5,600円	8,410円	8,250円	12,370円
高等学校生徒以下	1,840円	2,770円	2,100円	3,160円	1,570円	2,370円	4,480円	6,720円	6,600円	9,900円

備考 利用承認時間を超えて利用したときの利用料は、1時間につき上記の額の1時間相当額を加算した額とする。

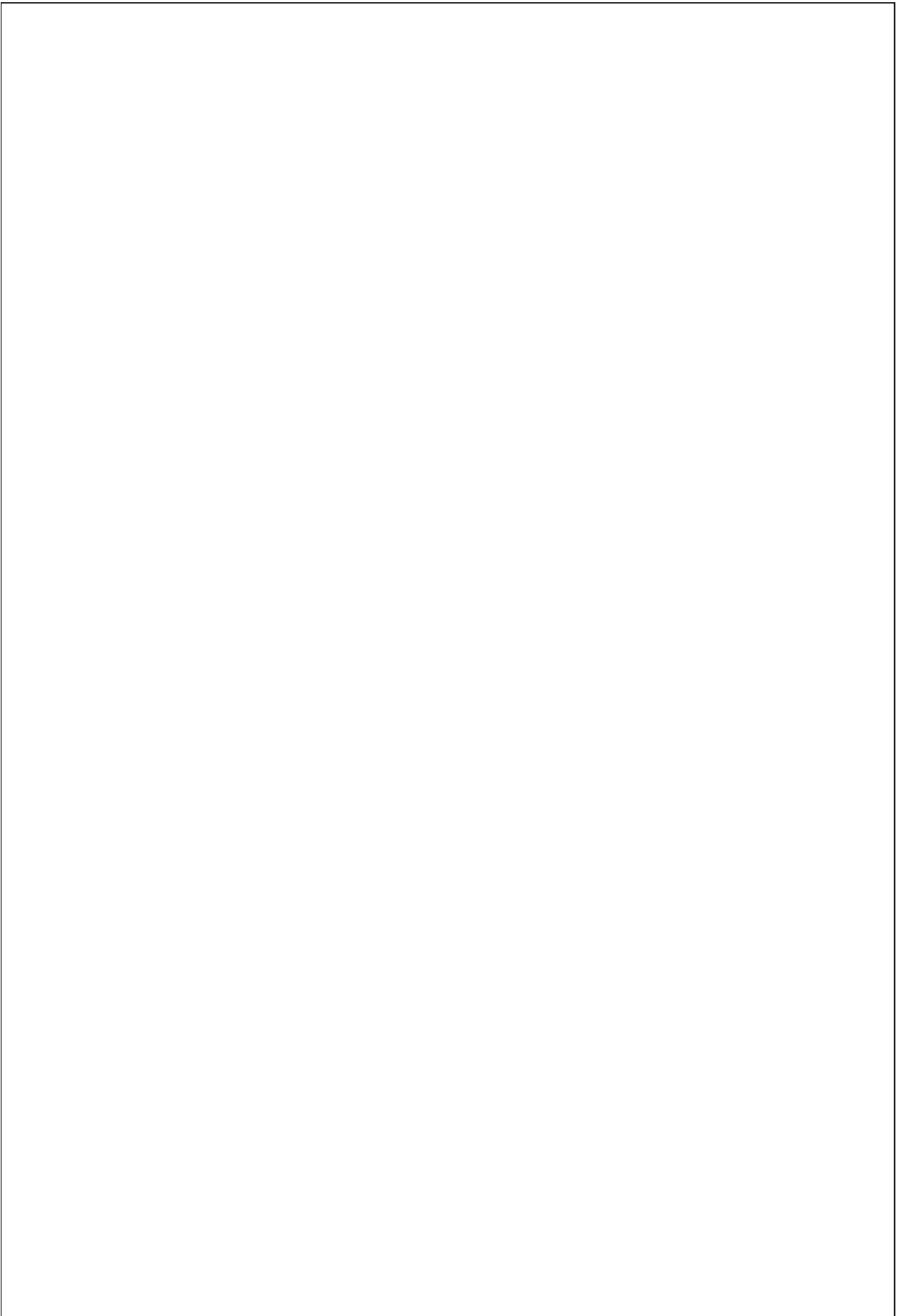
(2) 照明設備利用料

単位	利用料
1回につき	3,300円

4 中央公園庭球場利用料

(1) 施設利用料

区分	利用時間	単位	利用料
独占利用	午前9時から午後5時まで	1面当たり	2,930円
	午前9時から正午まで	1面当たり	1,100円
	午後1時から午後5時まで	1面当たり	1,460円
	午後5時から午後9時まで	1面当たり	1,460円
時間利用	午前7時から午前9時まで	1面当たり、1時間につき	350円



午前9時から午前11時まで	1面当たり、1時間につき	350円
午前11時から午後1時まで	1面当たり、1時間につき	350円
午後1時から午後3時まで	1面当たり、1時間につき	350円
午後3時から午後5時まで	1面当たり、1時間につき	350円
午後5時から午後7時まで	1面当たり、1時間につき	350円
午後7時から午後9時まで	1面当たり、1時間につき	350円

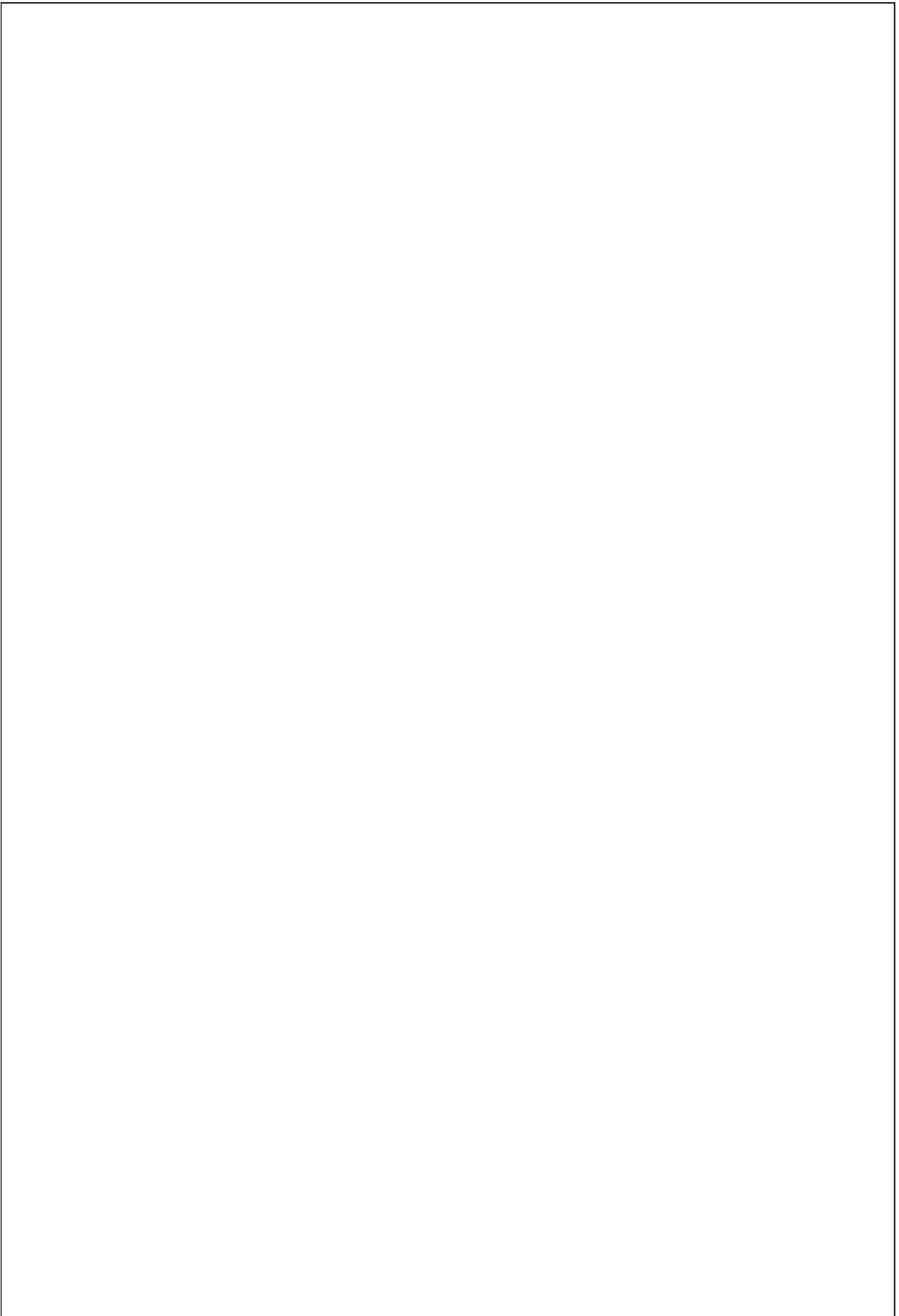
(2) 照明設備利用料

単位	利用料
照明2基点灯、1時間につき	250円

5 島田市陸上競技場利用料

区分	利用時間		
	午前	午後	全日
	午前8時30分から 正午まで	午後1時から午後 5時まで	午前8時30分から 午後5時まで
専用に利用する場 合	2,200円	3,300円	5,500円

備考 市民以外の者（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）が利用する場合には、利用料の50パーセントを加算する。



新 条 文

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 普通公園の管理（第3条—第10条）

第3章 指定管理者による管理（第11条—第16条）

第4章 雑則（第17条・第18条）

第5章 罰則（第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 省略

（定義）

第2条 省略

第2章 普通公園の管理

（名称及び位置）

第3条 省略

（行為の制限）

第6条 普通公園（第11条に規定する指定管理者が管理する公園を除く。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、申請書を市長に提出して当該行為の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)

↳ 省略

(5)

2 省略

3 省略

（行為の禁止）

第7条 普通公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4条、第5条第1項若しくは第2項、前条第1項又は第13条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1)

↳ 省略

(7)

（普通公園施設の使用の届出）

第9条 普通公園に設けられた運動施設その他の規則で定める普通公園施設を使用し

対 照 表

旧 条 文

(趣旨)

第1条 省略

(定義)

第2条 省略

(名称及び位置)

第3条 省略

(行為等の制限)

第6条 普通公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、申請書を市長に提出して当該行為の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)

↳ 省略

(5)

2 省略

3 省略

(行為の禁止)

第7条 普通公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4条、第5条第1項若しくは第2項又は前条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1)

↳ 省略

(7)

(普通公園施設の使用の承認)

第9条 普通公園に設けられた運動施設その他の規則で定める普通公園施設を使用し

ようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(監督処分)

第10条 省略

2 省略

第3章 指定管理者による管理

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場（以下「指定公園」という。）の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う管理の業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定公園における行為の許可に関する業務

(2) 指定公園の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定公園の管理に関して市長が必要と認める業務（行為の制限）

第13条 指定公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行をすること。

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要があると認める行為

2 指定管理者は、前項の許可に際し、管理上又は公益上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 第4条又は第5条第1項若しくは第2項の規定により市長の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第1項の許可を受けることを要しない。

(指定公園の休園日)

第14条 指定公園の休園日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開園し、又は休園することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開園し、又は休園することができる。

(指定公園の開園時間)

第15条 指定公園の開園時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1) 3月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日までの期間 午前9時か

ようとする者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の承認について準用する。

(監督処分)

第10条 省略

2 省略

ら午後5時まで

(2) 7月1日から9月30日までの期間 午前9時から午後6時まで

(3) 12月1日から翌年の2月末日までの期間 午前9時から午後4時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開園時間を変更することができる。

(利用料)

第16条 第13条第1項の許可を受けた者は、次項の規定により指定管理者が定める利用料（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 利用料の額は、島田市都市公園条例別表第4に定める額に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

第4章 雑則

(この条例に定めがない事項)

第17条 この条例に定めるもののほか、普通公園の設置及び管理については、島田市都市公園条例（第2章第1節及び第2節、第3章（第38条から第40条までの規定を除く。）並びに第4章（第50条の規定を除く。）の規定に限る。）の例による。

(委任)

第18条 省略

第5章 罰則

(罰則)

第19条 省略

(この条例に定めがない事項)

第11条 この条例に定めるもののほか、普通公園の設置及び管理については、島田市都市公園条例（第2章第1節及び第2節並びに第47条から第49条までの規定に限る。）の例による。

(委任)

第12条 省略

(罰則)

第13条 省略

新 条 文

(補償基礎額)

第5条 省略

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,900円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)

↳ 省略

(6)

4 省略

附 則

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 省略

2

対 照 表

旧 条 文

(補償基礎額)

第5条 省略

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)

↳ 省略

(6)

4 省略

附 則

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 省略

2

ㄱ 省略

4

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 省略

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

（遺族補償年金前払一時金）

第4条 省略

2

ㄱ 省略

6

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ、次条第1項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期

ㄱ 省略

4

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 省略

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

（遺族補償年金前払一時金）

第4条 省略

2

ㄱ 省略

6

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受け権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ、次条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期

月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に第1項の申出を行った場合にあつては、当該特例遺族補償年金受給権者について次条第3項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金の支給期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。）から1年を経過する月以前の各月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 省略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円
分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>
部長、班長及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>

備考

1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 省略

月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に第1項の申出を行った場合にあつては、当該特例遺族補償年金受給権者について次条第4項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金の支給期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。）から1年を経過する月以前の各月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 省略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

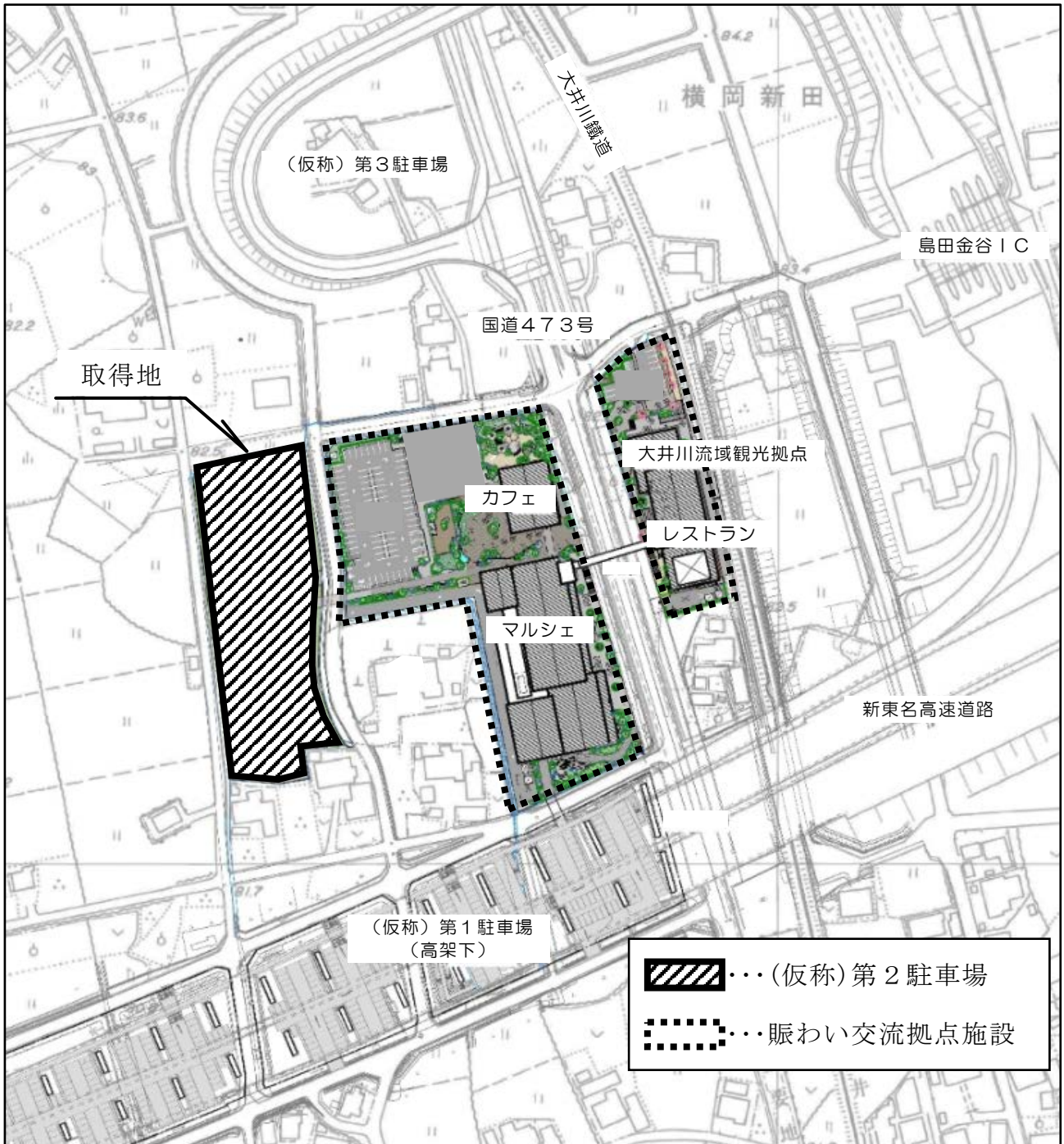
階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,400円</u>	<u>13,300円</u>	14,200円
分団長及び副分団長	<u>10,600円</u>	<u>11,500円</u>	<u>12,400円</u>
部長、班長及び団員	<u>8,800円</u>	<u>9,700円</u>	<u>10,600円</u>

備考

1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 省略

賑わい交流拠点の整備に係る
(仮称) 第2駐車場位置図



市道認定路線位置図

